

## 第2部 ごみ処理基本計画

# 第1章 ごみ処理の状況

## 1 ごみ処理体制

### 1) ごみ行政の推移

本市が合併する以前のごみ処理に関する行政施策等の推移を表 2.1.1 に示します。

本市は平成 21 年 7 月まで旧市町ごとにごみ処理を行ってきましたが、それ以降、ごみ処理の広域化として、橋本周辺広域市町村圏組合の「橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）」（焼却施設・リサイクルセンター）にて処理を開始し、現在に至っています。

表 2.1.1 本市におけるごみ処理行政の推移

年度	推 移
昭和 44	・橋本市清掃プラントが完成（旧橋本市）
昭和 48	・狼頭尾峠の埋立処分場が満杯になり、不燃物収集を一時中止（旧橋本市）
昭和 57	・高野口町清掃センターが完成（旧高野口町）
昭和 62	・橋本市クリーンセンターが完成（旧橋本市）
平成 4	・橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）が完成（旧橋本市）
平成 5	・橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）の浸出水処理施設が完成（旧橋本市）
平成 10	・橋本周辺広域市町村圏組合が設立 ・橋本市クリーンセンターのダイオキシン類対策工事が完了（旧橋本市） ・高野口町清掃センターの排ガス高度処理設備が完成（旧高野口町）
平成 14	・橋本市クリーンセンターの排ガス高度処理設備が完成（旧橋本市） ・高野口町清掃センターの灰固形化設備が完成（旧高野口町）
平成 16	・高野口町清掃センターの改修工事が完了（旧高野口町）
平成 17	（・旧橋本市と旧高野口町が合併）
平成 18	・ごみ処理基本計画の策定
平成 21	・橋本周辺広域市町村圏組合の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）が完成
平成 22	・橋本クリーンセンターと高野口クリーンセンターの解体撤去
平成 23	・ごみ処理基本計画（改定）の策定
平成 27	・事業系ごみの減量と分別のマニュアルの作成

## 2) 処理対象区域の状況

ごみ処理対象区域は、本市の行政区域全域です。

## 3) ごみの排出体制

本市のごみの排出体制を表 2.1.2 に示します。

生活系ごみは直営もしくは委託業者により収集するものと、市民が施設へ直接持ち込みを行うものがあります。また、事業系ごみは許可業者により収集するものと、事業者が施設へ直接持ち込みを行うものがあります。その他、古紙・古布類及びアルミ缶については、市民による集団回収が行われています。

表 2.1.2 本市におけるごみ排出体制

分別区分	生活系ごみ	事業系ごみ
可燃ごみ	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
その他プラ製容器包装	直営収集、委託業者収集、直接搬入	(受け入れなし)
ペットボトル	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
埋立ごみ	直営収集、委託業者収集	(受け入れなし)
※粗大ごみ(可燃)	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
※粗大ごみ(破碎選別)	直営収集、委託業者収集、直接搬入	(受け入れなし)
食品用ビン類	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
スチール缶(食品用)	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
破碎選別ごみ	直営収集、委託業者収集、直接搬入	(受け入れなし)
有害危険ごみ	直営収集、直接搬入	(受け入れなし)
廃食用油	直営収集	(受け入れなし)
アルミ缶(食品用)	集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
古紙類	集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
古布	集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入

※粗大ごみは、分別区分では同じだが、処理については、粗大可燃と粗大破碎選別に分けて行っている。

#### 4) ごみの分別区分

本市の分別区分を表 2.1.3 に示します。

現在の分別区分は、平成 21 年度のごみ処理の広域化に伴い統一されたものです。

表 2.1.3(1) 本市におけるごみの分別区分

分別区分	対象となる品目	出し方	
可燃ごみ	落ち葉、剪定枝、生ごみ、革製品、紙おむつ、スポンジ、軟質プラスチック類など。	・生ごみは十分に水切りする。 ・紙おむつは汚物を取り除く	専用指定袋
その他プラ製容器包装	プラ製の容器包装の内、プラマークのあるもの。トレイ、ボトル、パック、菓子袋、発泡スチロールなど。	・食べ残しや汚れを取り水洗いし、乾かす。 ・洗って汚れの落ちないものは「可燃ごみ」へ。	専用指定袋
ペットボトル	プラ製の容器包装の内、ペットボトルマークのあるもの。醤油、ジュース、日本酒などのボトル。	・中身を出して水洗いし、乾かす。 ・ラベル・キャップは「そのプラ」へ。	専用指定袋
埋立ごみ	陶磁器などの焼き物、コンクリート製品、ガラス製品、食品用でないガラスビンなど。	・割れたものは新聞紙に包む。 ・広域ごみ処理場には搬入できない。	専用指定袋
粗大ごみ	市の収集するごみで、一辺 30cm を超えるもの。タンス、自転車、布団など。	・大きさに合った収集シールを貼る。	粗大ごみ収集シール
食品用ビン類 (無色・茶色・その他の色)	ガラス製食品や飲料の容器。一升ビン、牛乳ビン、ワインボトル、ジャムのビンなど。	・中身を出して水洗いし、乾かす。色で分別する。 ・食品用以外のビンは「埋立ごみ」へ。	コンテナ
スチール缶 (食品用)	食品や飲料の缶でスチールマークのあるもの。ツナ缶、コーヒーの缶。	・中身を出して水洗いし、乾かす。 ・マークの無いものは「破碎選別」へ。	コンテナ
破碎選別ごみ	小型家電、おもちゃ、金属小物類、金属を伴うプラスチック類、硬質プラスチック類、食品用以外の缶など。	・包丁・カミソリの刃の部分は、紙で包み「キケン」と書く。	コンテナ
有害危険ごみ	乾電池、蛍光灯、電球、スプレー缶、ライター、カセットボンベなど。	・乾電池は、小袋に入れる。 ・使い捨てライターはガスを抜くこと。 ・スプレーは使い切る。	コンテナ
廃食用油	使用済み天ぷら油や、オリーブオイルなど植物性食用油。	・元のボトルの容器かペットボトルに入れる。 ・ふたはきっちり閉める。ラードなど動物性は不可。	コンテナ
アルミ缶 (食品用)	食品や飲料の缶でアルミマークのあるもの。炭酸飲料の缶、ビールの缶。	・中身を出して水洗いし、乾かす。	[集団回収] 透明の袋
古紙類 (古紙類・段ボール類・飲料用紙パック)	新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、その他雑紙	・飲料用紙パックは、中身を出して水洗いし、乾かす。 ・汚れや匂いのついた紙、アルミ箔張りや防水加工をしたものは不可。	[集団回収] ヒモで縛る
古布類	使用済みの衣類やシャツなどで、きれいなもの。T シャツ、ズボン、ジャンパーなど。	・汚れが取れないものは、「可燃ごみ」へ。	[集団回収] 透明の袋

[出典] ごみの減量と分別のガイドブック

表 2.1.3(2) 本市におけるごみの分別区分

分別区分	対象となる品目	出し方
家電リサイクル対象品	冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、テレビ、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機	・市での収集は不可。 ・購入店、又は家電リサイクル協力店に問い合わせ。
リサイクル推奨指定品	パソコン、ディスプレイ、自動車、自動二輪車、タイヤ、消火器、バッテリー、充電式・ボタン式電池など。	・市での収集は不可。 ・広域ごみ処理場も受付不可。 ・販売店または販売協力店、各制度の相談窓口にお問い合わせ。
市で処理できないものなど〔排出規制物〕	産業廃棄物、LPガスボンベ、農機具、木製パレット、ピアノ、ペンキ、劇薬物、農薬、注射針などの感染性廃棄物、土、砂、石など。	・市での収集は不可。 ・広域ごみ処理場も受付不可。 ・購入店、回収協力店に問い合わせ。
事業所から出るごみ	飲食店から出た生ごみ、事務所から出た書類、家などの解体廃材などの産業廃棄物など。	・市では収集しない。 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分け、適切に処理すること。
広域ごみ処理場への持込み	市で収集を行う「埋立ごみ」以外の生活系ごみ、産業廃棄物でない事業所から出る一般廃棄物。	・ごみの量が多い場合などは、広域ごみ処理場へ直接持ち込むことができる。

[出典] ごみの減量と分別のガイドブック

表 2.1.3(3) 本市におけるごみの分別区分（適正処理困難物）

適正処理困難物指定品目
(1) 自動車
(2) 原動機付自転車
(3) ゴムタイヤ(自動車用のもの及び原動機付自転車用のもの)
(4) LPガスボンベ
(5) 消火器
(6) バッテリー(自動車用のもの及び原動機付自転車用のもの)
(7) ピアノ
(8) スレート、外壁パネル、石膏ボード及びそれに類するもの
(9) 建築物及び構造物の解体に伴って発生したコンクリート塊、コンクリート片、屋根瓦、タイル及びそれに類するもの
(10) 石綿含有廃棄物
(11) 浄化槽及びし尿便槽

[出典] 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則 別表(第5条関係)

## 5) ごみ処理の流れ

本市のごみの処理の流れを図 2.1.1 に示します。

「可燃ごみ」及び「粗大ごみ（可燃）」は橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて焼却処理し、焼却残渣は大阪湾フェニックスへ処分委託しています。

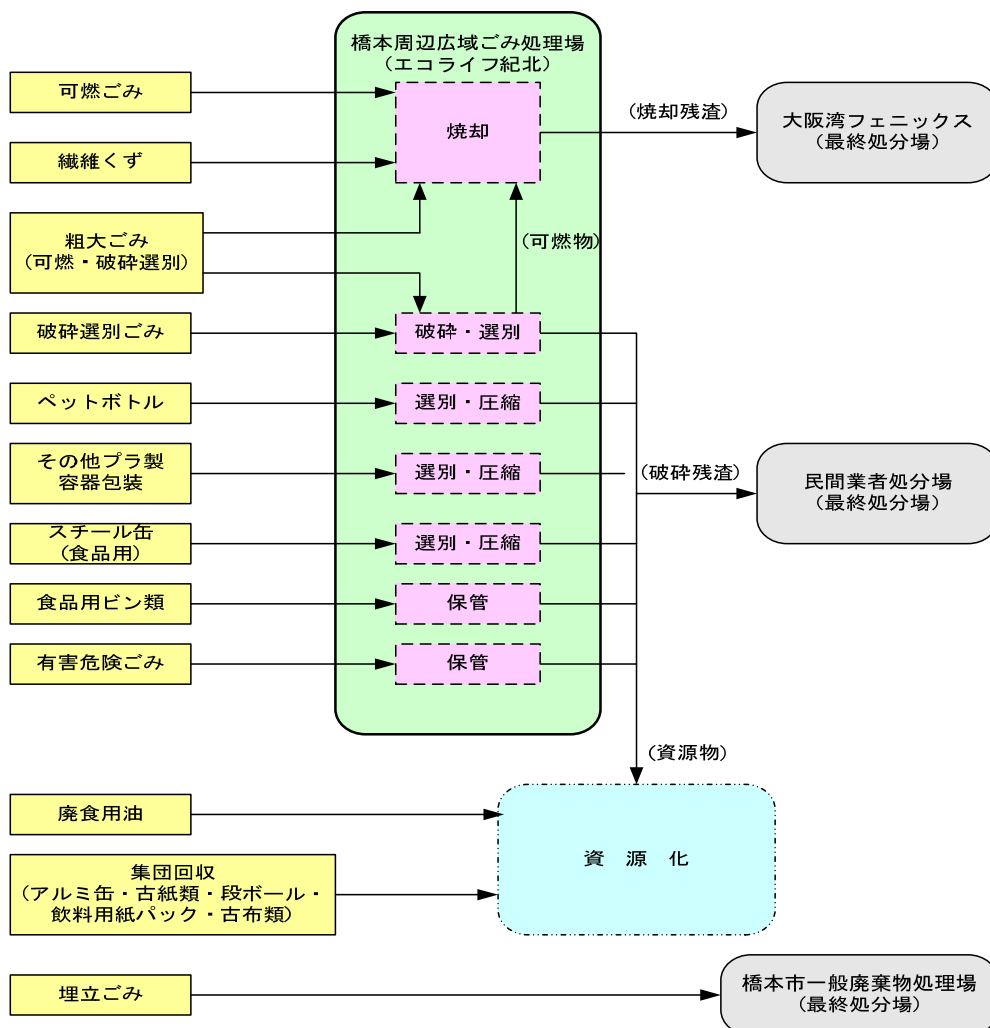
「粗大ごみ（破砕選別）」「破砕選別ごみ」「ペットボトル」「その他プラ製容器包装」「スチール缶」「食品用ビン類」及び「有害危険ごみ」は、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて破砕または選別、保管を行ったあと、民間業者へ引き渡されリサイクルされています。

「廃食用油」は、民間業者へ引き渡され、BDF（バイオディーゼル燃料）にリサイクルされています。

また、集団回収された古紙・古布類、アルミ缶は、本市の登録を受けた資源ごみ回収業者へ直接引き渡され、リサイクルされています。

「埋立ごみ」は、橋本市一般廃棄物処理場で埋立処分されています。

図 2.1.1 本市のごみ処理フロー



## 6) ごみ処理の手数料

本市のごみ処理の手数料について、表 2.1.4 に示したとおりです。橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）への直接搬入に関しては表 2.1.5 に示します。

生活系ごみのうち指定日を設け定期的に収集する「可燃ごみ」「その他プラ製容器包装」「ペットボトル」「埋立ごみ」は指定袋、「粗大ごみ」は指定シールを購入して排出することとしています。

事業系ごみや施設へ直接搬入されるごみについては、従量制で処理手数料を徴収することとしています。

なお、平成 21 年度の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）への移行に伴い、指定袋の一部及び施設へ搬入する際の処理手数料を見直しました。

**表 2.1.4 ごみ処理の手数料（指定袋・指定シール）**

種別	区分	手数料	備考
収集ごみ (生活系ごみ)	可燃ごみ指定袋（大）	47 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	可燃ごみ指定袋（小）	28 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	ペットボトル指定袋（大）	14 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	ペットボトル指定袋（小）	10 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	埋立ごみ指定袋	14 円/1 枚	1 袋 5 枚入り
	その他プラ製容器包装指定袋	14 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	粗大ごみ（一辺が 1m 未満のもの）	93 円/1 シール	
	粗大ごみ（一辺が 1m 以上のもの）	186 円/1 シール	

※上記の金額は消費税抜である。

[出典] 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

**表 2.1.5 ごみ処理の手数料（施設への直接搬入）**

区分	手数料	備考
生活系ごみ	50 kg まで 350 円、以降 10 kg ごとに 70 円加算	埋立ごみは受付不可
事業系ごみ	50 kg まで 500 円、以降 10 kg ごとに 100 円加算	埋立ごみは受付不可

※上記の金額は消費税込である。

[出典] 橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物の処理に関する条例  
橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物処理手数料条例

## 7) 産業廃棄物の処理

高野口地域の事業所から排出される繊維くずについては、産業廃棄物になりますが、「橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（平成 18 年条例第 154 号）第 23 条の規定により、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて処理を行っています。

## 2 ごみ排出量の実績

### 1) ごみ種類別排出量の実績

本市のごみ種類別排出量を表 2.1.6 及び図 2.1.2 に示します。

ごみ排出量は、年間 20,000 t 前後で推移しています。生活系ごみについては、年間 12,000 t 前後で推移しており、事業系ごみについては、年間 5,000 ~5,900 t の間を推移しています。

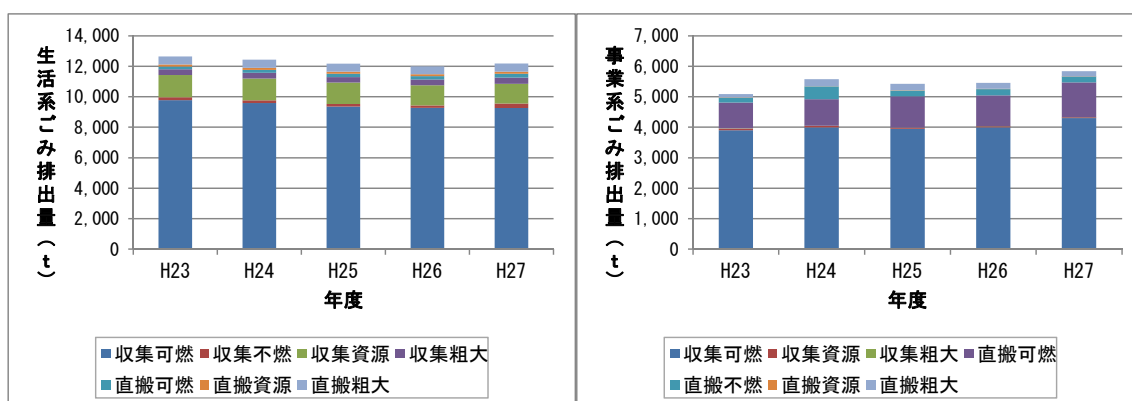
なお、集団回収量については、減少傾向です。

表 2.1.6 ごみの種類別排出量の実績

(単位：t/年)

項目／年度			H23	H24	H25	H26	H27
生活系ごみ	収集	可燃ごみ	9,790	9,599	9,361	9,286	9,257
		不燃ごみ	179	174	166	157	307
		資源ごみ	1,472	1,421	1,403	1,316	1,298
		粗大ごみ	375	377	370	381	407
		(小計)	11,816	11,571	11,300	11,140	11,269
	直接搬入	可燃ごみ	174	195	220	220	247
		不燃ごみ	0	0	0	0	0
		資源ごみ	142	140	128	127	140
		粗大ごみ	504	535	524	507	545
		(小計)	820	870	872	854	932
	(計)	12,636	12,441	12,172	11,994	12,201	
事業系ごみ	収集	可燃ごみ	3,904	3,996	3,947	3,997	4,300
		不燃ごみ	0	0	0	0	0
		資源ごみ	53	47	37	33	23
		粗大ごみ	8	7	5	6	1
		(小計)	3,965	4,050	3,989	4,036	4,324
	直接搬入	可燃ごみ	848	873	1,024	1,013	1,147
		不燃ごみ	160	417	193	206	197
		資源ごみ	7	6	5	4	5
		粗大ごみ	106	226	216	202	171
		(小計)	1,121	1,522	1,438	1,425	1,520
	(計)	5,086	5,572	5,427	5,461	5,844	
集団回収		2,802	2,621	2,448	2,304	2,216	
合計		20,524	20,634	20,047	19,759	20,261	

図 2.1.2 ごみの種類別排出量の推移





## 2) 生活系ごみの1人1日平均排出量の実績

生活系ごみの1人1日平均排出量の推移を表 2.1.7 と図 2.1.3 に示します。

生活系ごみの1人1日平均排出量（原単位）は、収集ごみが概ね 460～480 g／人・日、直接搬入ごみが概ね 30～40 g／人・日で、生活系ごみ全体で概ね 500～515 g／人・日で、それぞれ増減しながら推移しています。

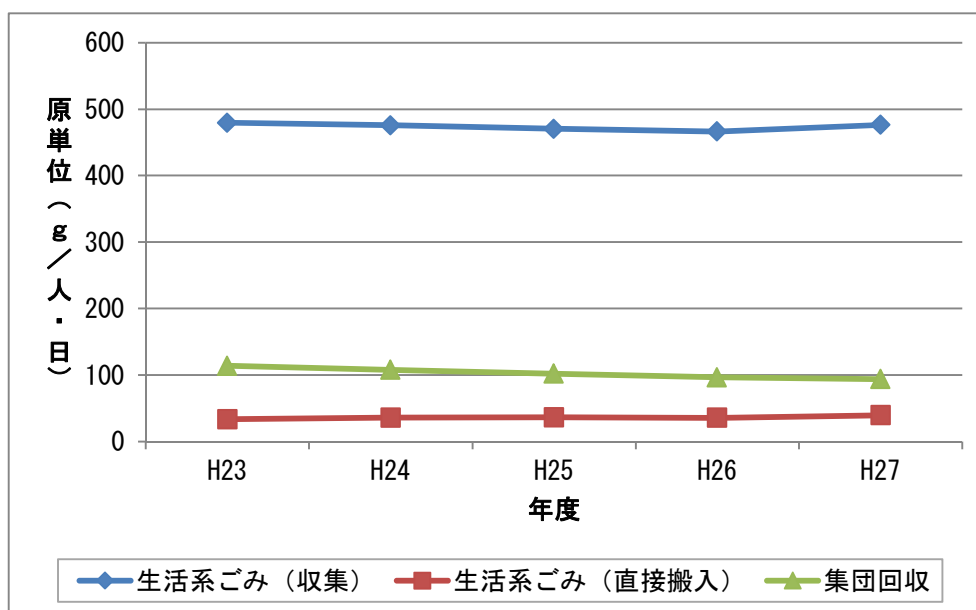
なお、集団回収の1人1日平均排出量は、減少傾向です。

表 2.1.7 1人1日平均排出量の実績

(単位：g/人・日)

項目／年度			H23	H24	H25	H26	H27
人口 (人)			67,529	66,657	65,828	65,479	64,793
生活系ごみ	収集	可燃ごみ	397.19	394.54	389.60	388.54	391.43
		不燃ごみ	7.26	7.15	6.91	6.57	12.98
		資源ごみ	59.68	58.41	58.31	55.06	54.63
		粗大ごみ	15.21	15.50	15.44	15.98	17.21
		(小計)	479.34	475.60	470.26	466.15	476.25
	直接搬入	可燃ごみ	7.06	8.01	9.16	9.21	10.44
		不燃ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		資源ごみ	5.80	5.75	5.33	5.27	5.92
		粗大ごみ	20.45	21.99	21.85	21.21	23.04
		(小計)	33.31	35.75	36.34	35.69	39.40
(計)			512.65	511.35	506.60	501.84	515.65
集団回収			113.64	107.73	101.88	96.36	93.70
合計			626.29	619.08	608.48	598.20	609.35

図 2.1.3 1人1日平均排出量の推移



### 3) 総ごみの1人1日平均排出量の実績

総ごみ（生活系ごみと事業系ごみを合わせた全体のごみ）の1人1日平均排出量の実績を表2.1.8と図2.1.4に示します。

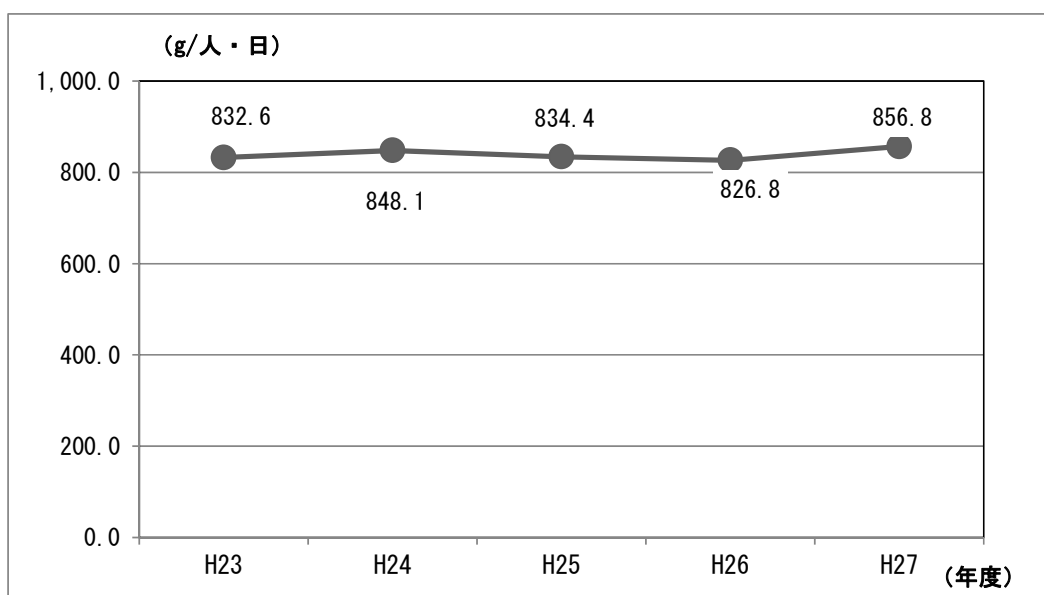
総ごみ1人1日排出量は、過去5年間では820～860g/人・日の間で概ね横ばいで推移しています。

表 2.1.8 人口・総ごみ排出量及びその1人1日平均排出量の実績

	H23	H24	H25	H26	H27	
人口（各年度3月末現在）	67,529	66,657	65,828	65,479	64,793	人
総ごみ排出量	20,524	20,634	20,047	19,759	20,261	t/年
1人1日平均排出量	832.7	848.1	834.3	826.7	856.7	g/人・日

※総ごみ排出量＝生活系ごみ量＋事業系ごみ量＋集団回収量

図 2.1.4 総ごみ1人1日平均排出量の推移

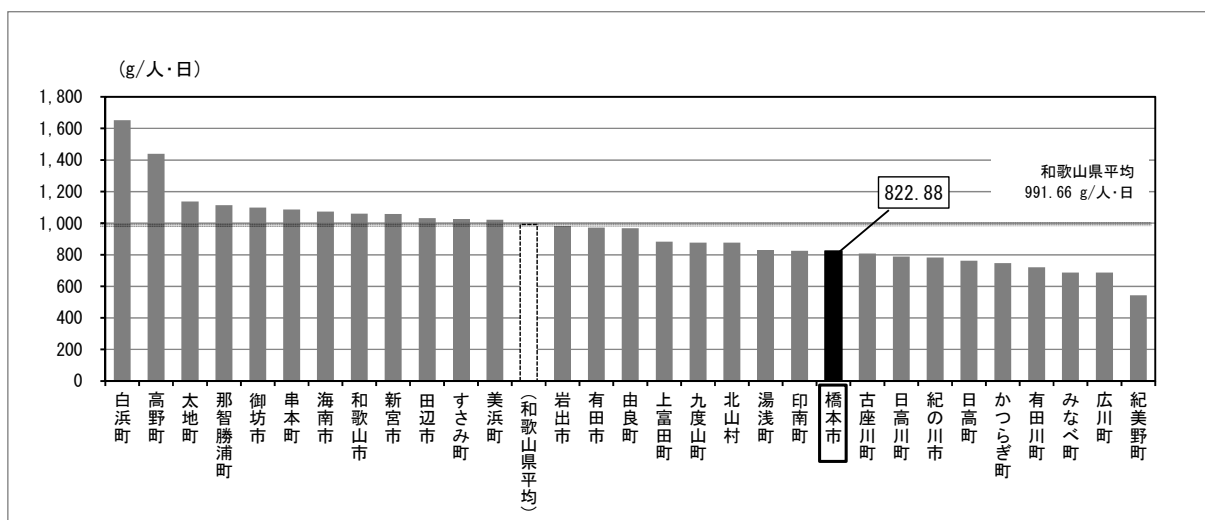


#### 4) 和歌山県及び各自治体の1人1日平均排出量の比較

和歌山県内のごみ総排出量の1人1日平均排出量（平成26年度）を図2.1.5と表2.1.9に示します。

本市のごみ総排出量の1人1日平均排出量は、平成26年度時点で県内30自治体中10番目に少なく、県内9市の中では紀の川市に次いで2番目に少なくなっており、和歌山県平均の992g/人・日と比べて本市では823g/人・日で、約170g/人・日少なくなっています。

図2.1.5 和歌山県内のごみ総排出量の1人1日平均排出量（平成26年度）



※1人1日平均排出量の算出で使用している人口は、各年度10月1日現在である。

【出典】一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

表2.1.9 和歌山県内のごみ総排出量の1人1日平均排出量（平成26年度）

	ごみ排出原単位 (g/人・日)		ごみ排出原単位 (g/人・日)
白浜町	1,652.66	上富田町	883.26
高野町	1,439.28	九度山町	877.23
太地町	1,137.72	北山村	877.19
那智勝浦町	1,113.86	湯浅町	828.42
御坊市	1,098.47	印南町	824.72
串本町	1,086.44	<b>橋本市</b>	<b>822.88</b>
海南市	1,072.98	古座川町	808.99
和歌山市	1,060.44	日高川町	788.80
新宮市	1,058.34	紀の川市	782.69
田辺市	1,031.27	日高町	762.35
すさみ町	1,023.75	かつらぎ町	747.56
美浜町	1,021.85	有田川町	720.10
(和歌山県平均)	991.66	みなべ町	688.33
岩出市	982.56	広川町	687.72
有田市	972.71	紀美野町	543.74
由良町	967.24		

### 3 ごみの収集・運搬

#### 1) 収集区域

ごみ収集区域は、本市の行政区域全域です。

#### 2) 収集・運搬体制

本市の収集・運搬体制を表 2.1.10 に示します。

可燃ごみは、週 1 回の地区と週 2 回収集が混在しています。その他プラ製容器包装は週 1 回の収集、ペットボトルは月に 2 回収集、粗大ごみは 2 ヶ月に 1 回としていますが、それ以外のごみは月に 1 回となっています。

また、区単位で可燃ごみの減量化に取り組み、収集回数を週に 1 回としている地区・自治会に対しては、「橋本市生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金交付要綱」（平成 18 年告示第 342 号）の規定により奨励金を交付しており、地区単位での減量化をすすめています。

表 2.1.10 収集・運搬体制

分別区分	排出方法	収集頻度	収集・運搬主体
可燃ごみ	専用指定袋	週に 1~2 回	直営、委託業者
ペットボトル	専用指定袋	月に 2 回	直営、委託業者
その他プラ製容器包装	専用指定袋	週に 1 回	直営、委託業者
埋立ごみ	専用指定袋	2 ヶ月に 1 回	直営、委託業者
破碎選別ごみ	水色コンテナ	月に 1 回	直営、委託業者
スチール缶(食品用)	オレンジ色コンテナ	月に 1 回	直営、委託業者
食品用ビン類	無色ビン：灰色コンテナ 茶色ビン：茶色コンテナ その他のビン：緑色コンテナ	月に 1 回	直営、委託業者
有害危険ごみ	黒色コンテナ	月に 1 回	直営
※粗大ごみ(可燃)	専用シール	2 ヶ月に 1 回	直営、委託業者
※粗大ごみ(破碎選別)	専用シール	2 ヶ月に 1 回	直営、委託業者
廃食用油	黒色コンテナ	月に 1 回	直営

※粗大ごみは、分別区分では同じだが、処理については、粗大可燃と粗大破碎選別に分けて行っている。

#### 4 中間処理

中間処理は、橋本周辺広域市町村圏組合の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて処理を行っています。その施設の概要を表 2.1.11 に示します。

表 2.1.11 中間処理施設の概要

施設名称	橋本周辺広域市町村圏組合 橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）【焼却施設・リサイクル施設】
所在地	橋本市高野口町大野 1827 番地の 28
構成市町	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
敷地面積	約 58,000m <sup>2</sup>
供用開始	平成 21 年 11 月
延床面積	○焼却施設：6,017m <sup>2</sup> ○リサイクル施設：4,205m <sup>2</sup> ○管理棟：1,170m <sup>2</sup>
施設概要	【焼却施設】 ○施設規模・・・101t/日(50.5t/日・炉×2 炉) [24h] ○処理方式・・・全連続燃焼式ストーカ炉 【リサイクル施設】 ○施設規模・・・46.4t/日 [5h]

#### 5 最終処分

本市の最終処分場としては、橋本市一般廃棄物処理場が供用中であり、その概要を表 2.1.12 に示します。

橋本市一般廃棄物処理場では、埋立ごみのみを埋立処分しています。なお、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）から搬出される焼却残渣は、大阪湾フェニックスへ処分を委託しています。

表 2.1.12 最終処分場の概要

施設名称	橋本市一般廃棄物処理場
所在地	橋本市彦谷上ノ滝谷 752-7 番地 外
敷地面積	22,800m <sup>2</sup>
埋立面積	17,500m <sup>2</sup>
埋立容量	141,650m <sup>3</sup>
残余容量	12,321m <sup>3</sup> （平成 26 年 4 月現在）
供用開始	平成 5 年 4 月
埋立対象物	ガラス類、陶磁器類、一般廃棄物となる側溝汚泥等

## 6 ごみの減量・再利用の状況

### 1) 生ごみ堆肥化・減量化運動

生ごみは分別し、少し手を加えるだけで有機資源として庭や畑で花や野菜の肥料として使えるうえ、可燃ごみの減量効果も高いため処理経費の削減にもなり、さらには地球温暖化の防止にもつながります。

そこで本市では、表 2.1.13 に示すとおり、資源循環型社会の実現に向け、生ごみを分別・堆肥化する生ごみの減量化に取り組んでいます。

表 2.1.13 生ごみの減量化に関する取組

No	項目	内容
1	生ごみ堆肥化事業	橋本市衛生自治会と協働し、生ごみ堆肥のつくり方や使用方法などについて定期的に講習会を開催し必要な物品を無料貸出ししている。 【発砲スチロール式容器と腐葉土、EM容器とEMぼかし、大型コンポスト容器】
2	生ごみ処理機器の購入補助事業	一般家庭から排出される生ごみ等を減量または堆肥化するために、生ごみコンポスト容器や生ごみ処理機器を購入する市民に対し、補助金を交付している。
3	橋本市花と緑のリサイクル事業補助金の交付	生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量及びリサイクルを推進するため、区・自治会が実施する生ごみ堆肥を活用した花・木の植栽事業に対し、補助金を交付している。

## 2) 生ごみ処理機等の購入助成

生ごみ処理機等の助成制度の概要を表 2.1.14 に示します。

本市では、生ごみ堆肥化・減量化運動の他にも、堆肥の活用が難しい住宅地においても一般家庭から排出される生ごみを減量または堆肥化するために、生ごみコンポスト容器や生ごみ処理機器を購入する市民に対し、補助金を交付しています。

**表 2.1.14 生ごみ処理機器購入助成制度の概要**

対 象 者	市民（事業所を除く）であり、市内で設置し、継続的に使用する者
対 象 機 器	生ごみ等の減量または堆肥化を行い、リサイクルする目的で購入する処理機器（ディスポーザーを除く）
補 助 比 率	購入額（消費税・附带設備を除く）の 2 分の 1
上 限 額	3 万円（可燃ごみの収集回数が週 1 回以下の地区は購入額の 5 分の 4、上限額 4 万円）

[出典] 「橋本市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱」（平成 18 年告示第 132 号）

補助基数の実績を表 2.1.15 に示します。

この助成制度は合併前の旧市町でも行われており、旧橋本市では、平成 3 年度から屋外用コンポスト容器の助成を開始し、平成 7 年度には屋内用コンポスト容器を、平成 12 年度には生ごみ処理機器（主に電気式）を対象に追加しました。また、旧高野口町では平成 13 年度から電気式生ごみ処理機器の助成を開始しました。合併後も一部条件を変更して継続しています。

生成された堆肥の使用用途がない場合は、市役所及び地区公民館に設置された回収ボックスで回収し、本市が花壇等に利用しています。

**表 2.1.15 補助基数の実績**

項目／年度	H23	H24	H25	H26	H27
補助件数（基）	38	47	34	25	26
累計（基）	8,040	8,087	8,121	8,146	8,172

※ 累計は、助成開始（旧橋本市が平成 3 年度、旧高野口町が平成 13 年度）からの数値を示す。

### 3) 生ごみ堆肥化・減量化の集団実施と可燃ごみ収集回数の削減

生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金の概要を表 2.1.16 に示します。

本市では、区または自治会において集団的に生ごみの堆肥化や減量化を行い、可燃ごみの収集回数を通常の週 2 回から週 1 回にする場合、当該区または自治会内の世帯数に応じて、区または自治会に対して奨励金を交付しています。

**表 2.1.16 生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金の概要**

対 象 者	区、自治会
対 象 活 動	○8 割以上の世帯で衛生的かつ継続的に生ごみを堆肥化・減量化する ○堆肥化・減量化された生ごみを有効に活用する ○可燃ごみの収集を週 1 回以下とする
奨 励 額	区、自治会内の世帯数×年額（※）

※段階的に減額し廃止（平成 29 年度は 800 円、平成 30 年度からは 400 円）

〔出典〕「橋本市生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金交付要綱」（平成 18 年告示第 342 号）

### 4) 資源ごみの分別収集

資源ごみの分別収集と資源化工程の概要を表 2.1.17 に示します。

分別収集した資源ごみは、橋本周辺広域市町村圏組合の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて選別などの処理を行い、資源化しています。

**表 2.1.17 資源ごみの分別収集と資源化工程**

分別区分	収集形態	一次処理	二次処理
ペットボトル	直営・委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて選別・圧縮	民間業者にて委託処理（リサイクル）
その他プラ製容器包装	直営・委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて選別・圧縮	民間業者にて委託処理（リサイクル）
スチール缶（食品用）	直営・委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて選別・圧縮	民間業者にて委託処理（リサイクル）
破砕選別ごみ	直営・委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて破砕・選別	民間業者にて処理委託（リサイクル）
食品用ビン類	直営・委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて保管	民間業者にて委託処理（リサイクル）
有害危険ごみ	直営	橋本周辺広域ごみ処理場にて保管	民間業者にて委託処理（リサイクル）
廃食用油	直営	民間業者にて委託処理 →ごみ収集車の燃料	—



## 5) ごみ収集ボックスの設置

ごみ収集ボックス設置補助金の概要を表 2.1.18 に示します。

本市では、ごみ収集効率化やステーション管理のためにごみ収集ボックスや防鳥ネット等を設置しようとする区または自治会に補助金を交付しています。

**表 2.1.18 ごみ収集ボックス設置補助金の概要**

対 象 者	区、自治会
対 象 活 動	橋本市のごみ分別収集計画に協力し、ごみ収集箇所の減少に努め、ごみ収集ボックスの適切な維持管理を行う
補 助 比 率	ごみ収集ボックス、ネット等の設置に必要な費用の 2 分の 1
上 限 額	10 万円

[出典] 「橋本市ごみ収集ボックス設置補助金交付要綱」(平成 18 年告示第 133 号)

## 6) 集団回収

本市では、古紙・古布類及びアルミ缶の集団回収を推進するため、「橋本市資源ごみ集団回収助成金交付要綱」(平成 18 年告示第 129 号)により資源ごみ 1k g あたり 3 円の助成を行っていましたが、全市域で集団回収が実施され、助成金制度の目的が一定の役割を終えたことから、平成 27 年度で終了しました。

## 7 ごみ処理事業経費

ごみ処理事業経費の内訳を図 2.1.6 に示します。

ごみ処理経費は以前、収集運搬費、処理費及び管理費等で整理しており、全体的かつ大まかな項目ごとの金額増減の推移はわかりましたが、ごみ種類別にどのくらいコストがかかっているかが把握できていませんでした。

そこで、平成 24 年度からは環境省が推奨する「一般廃棄物会計基準」という算出プログラムを使い種類別にごみ処理費用を算出し、公表しています。

最も排出量の多い可燃ごみを見ると減少していますが、ごみ全体の費用では増加傾向がみられます。これは、平成 26 年に消費税率が変更になったことや、広域ごみ処理場の負担金が上昇したことが原因となっています。

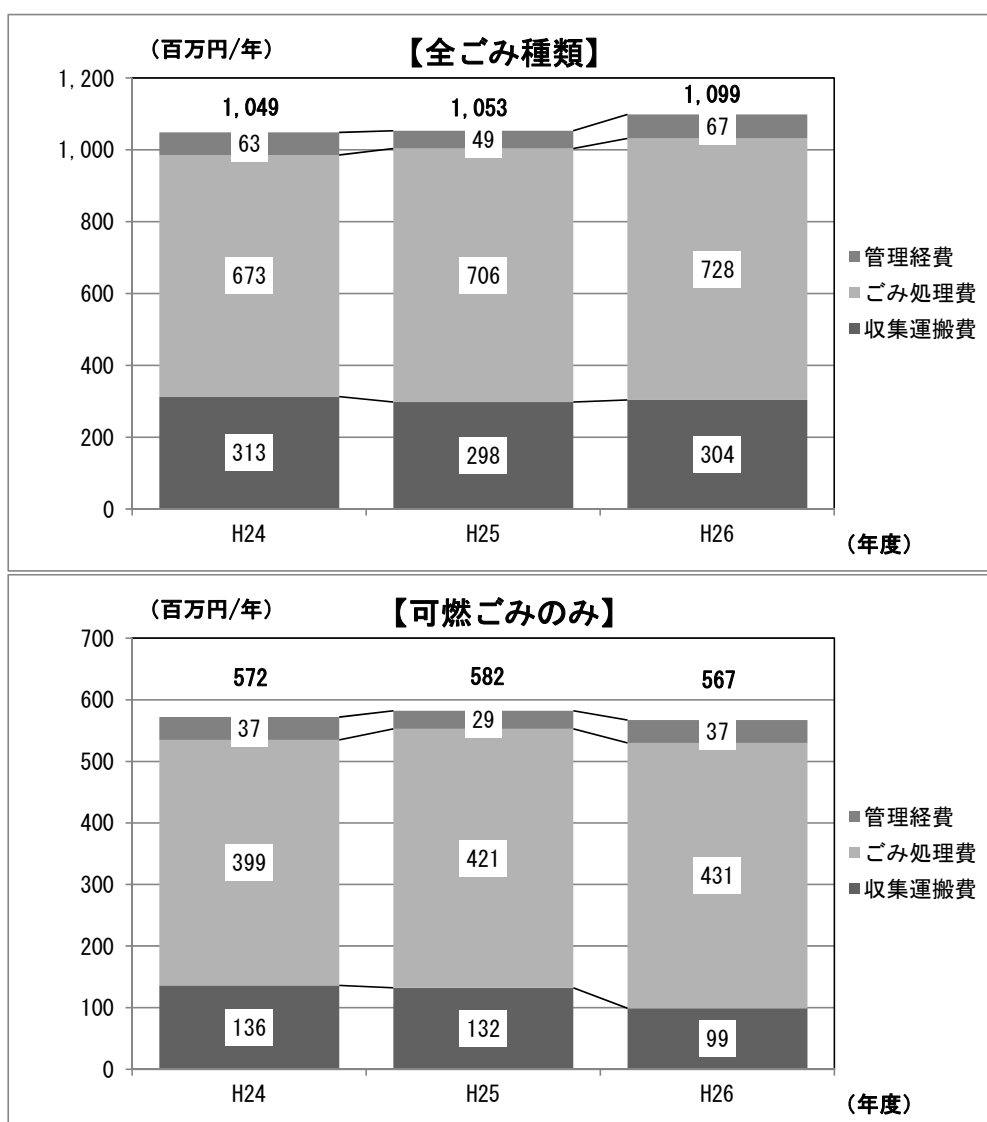


図 2.1.6 ごみ処理事業経費の内訳

## 第2章 ごみ処理の評価と課題

### 1 一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月）の実績と評価・課題

前回の基本計画での施策について、取組みの実績と評価・課題を表2.2.1に示します。

表2.2.1(1) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

#### 【3Rの推進（その1）】

項目	実績	評価・課題
① 花と緑のリサイクル事業	<p>生ごみ堆肥化・減量化運動の実施を行い、発生した生ごみ堆肥を活かし、区・自治会の協力のもと市民に花づくりなどに取り組んでいただいた。</p> <p>市の主催イベントとして花まつりを実施し、先進事例の紹介や、生ごみ堆肥化の講習会など、市民が生ごみ堆肥化に取り組んでみようという機会を創出することができた。</p> <p>市民病院前広場で、市民から提供された生ごみ堆肥を生かし、コスモス・菜の花の栽培を行い市民の憩いの空間を作るとともに、生ごみ堆肥の利用方法の提示を行った。</p>	<p>生ごみを堆肥化することで、野菜や花作りに利用できることを啓発し、市民に生ごみ堆肥化・減量化のPRができた。</p> <p>市の主催する花と緑のリサイクル運動は、平成27年度をもって縮小し、以降は、市民の活動支援に重点を置くこととなった。今後、支援策について検討が必要。</p>
② 生ごみ堆肥化・減量化の推進	<p>生ごみ堆肥化講習会による啓発を基に、ごみの減量化を進め、平成18年と比較して、全体ごみ量では約2割の減量ができている。</p>	<p>実践者の意見を取り入れながら方法の改良を続けているが、においや虫の対策についての課題が残っており、改善が必要。</p>
③ 廃棄物減量等推進員制度の拡充	<p>平成28年度、廃棄物減量等推進員としての委嘱は城山台1地区のみである。</p>	<p>橋本市では、区長会を母体とした衛生自治会組織が充実しており、他市における廃棄物減量等推進員の役割を担っており、廃棄物減量等推進員制度の見直しを行い、例えば衛生自治会活動に集約していきます。</p>
④ 生ごみ処理機補助制度の継続	<p>平成18年度から累計1,553台の補助を行っている。</p>	<p>生ごみ堆肥化ができない世帯でも、減量に取り込むことができる。</p>
⑤ 可燃ごみ収集回数の軽減	<p>週1回収集の実施区は、区・自治会の77%（世帯では54%）となっている。</p>	<p>週1回収集の実施区が増加しており、ごみ処理の効率化にも寄与している。実施に向けて、住民の意見を取り入れ、生活上の衛生を維持するための対策と、減量の取り組みに対する支援策を検討し、住民啓発を行っていく必要がある。</p>

表 2.2.1(2) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【3Rの推進(その2)】

項目	実績	評価・課題
⑥事業系ごみの減量化促進	平成 27 年度に「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を作成した。	事業系ごみの処理方法などをマニュアル化することができた。冊子の配布も含め、今後、啓発に努める。
⑦簡易包装の推進	マイバッグ運動協力店での啓発程度にとどまっている。	今後、市内事業所には協力依頼を行う。 販売店、製造会社等についての啓発指導は、県と連携し実施することが必要。
⑧エコショップ認定制度の創設	(未実施)	今後、市指定ごみ袋取扱店に要請し、資源ごみ回収協力店を軸とした制度として検討する。
⑨ごみや環境に対する意識啓発	平成 26 年度に「ごみの減量と分別のガイドブック」の内容を見直し更新した。 小学校等への出前授業を実施。	ホームページ内容の充実ができていない。 PC・携帯電話・スマートフォンなどで収集日がわかるような取組みを検討する。
⑩ごみ処理費用の有料化	平成 21 年度から、可燃ごみ及び、粗大ごみについては、有料化を実施。	ごみ発生抑制効果も出ている。ごみ処理経費の実情に合わせ、有料化の金額は見直しも必要であるが、住民負担を踏まえ慎重に検討が必要。
⑪フリーマーケット・イベント等の活用	平成 26 年度から、衛生自治会と協働で無料陶磁器リサイクル市を開催。 残ったものもリサイクル処理業者に委託し、資源化を行った。	埋立て処理を減量し、最終処分場の延命に効果があった。 陶磁器以外の品目を増やすなど検討を行う。
⑫中古品及びレンタルの活用	不要となった陶磁器の無料交換会を実施することで、ごみの減量に活かしている。 広域組合で、粗大ごみの再生化業務を行っているが、連携ができていない。	今後は、広域組合等と連携し、陶磁器以外の不用品交換などの情報提供や啓発・支援を検討する。
⑬資源ごみ集団回収の活用	古紙、古布、アルミ缶の集団回収制度は全市で実施済み。 市からの助成金は平成 27 年度で終了。	今後、スチール缶やペットボトルなど、品目を増やしていく。 集団回収登録業者と協力し、回収回数や収集方式の効率化、拠点収集場所設置などを検討し、住民が利用しやすいようにする。
⑭事業系ごみの資源化促進	平成 25 年度からスーパーなどの多量排出事業者から、報告書を提出してもらっている。 平成 27 年度に「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を作成した。	マニュアルを元に啓発を行っている。 事業所ごとのごみの分類調査などの実施を検討。
⑮各店舗における資源回収の推進	スーパー等の自主活動により、資源回収の品目が増えている。	市の広報、ホームページ等を通じて自主的実施店舗の公表と、品目の拡大を行う。

表 2.2.1(3) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【適正処理の推進】

項目	実績	評価・課題
①ごみの分別精度の向上	平成 26 年度に「ごみの減量と分別のガイドブック」の内容を見直し更新した。	ガイドブックについて全戸配布ができていない。 分別指導・説明会の回数を増やす必要がある。
②廃棄物減量計画書の提出要請	平成 25 年度から、スーパーなど多量排出事業者から提出してもらっている。	食品残さの多い飲食店、病院、介護施設等についても提出を要請していく。
③自己処理責任の周知徹底と適正処理（事業系）	平成 27 年度に「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を作成した。また、違反シールの種類を増やし、対応してもらっている。	事業系のマニュアルは作成したが、訪問啓発など個別での啓発ができていない。
④ごみステーションの管理体制の整備	ごみステーションの管理方法についての手引きを作成中。 ごみステーションの位置図面を、区・自治会と情報共有し活用している。	ごみステーション管理に対する支援策の検討を行う。
⑤効率的な収集・運搬体制の確立	平成 26 年度に委託契約を変更した。 平成 28 年 9 月末を期限に個別収集を解消し、収集の効率化を行った。	可燃ごみ以外のごみについて収集コストと作業性等を検証し合理化を進める必要がある。 狭隘箇所の収集方法の見直し。
⑥福祉収集の実施	平成 24 年 10 月から実施している。現在、約 30 世帯の利用がある。	利用者には大変喜ばれている。 基準未達者への対応策が必要である。
⑦廃食用油の再生利用の検証	毎年 25～30 t 程度廃食用油が回収できており、BDF 化し、収集車の燃料として活用できている。 新型車両には対応せず、冬期は凝固化による故障・不具合が発生したため、使用量が減少している。	市の他施設等でも適当な用途がなく、全体的に見直しが必要。 市役所、各公民館、店舗での拠点回収のみに切替えできないか検討している。
⑧ごみ処理経費の明確化	平成 24 年度に一般廃棄物会計基準を導入済。	高コスト収集品目について収集方式の見直しが必要。
⑨災害時の廃棄物処理	平成 27 年 2 月に市内用の大規模災害対応マニュアルを作成した。 災害廃棄物相互処理協定の必要性があり、五條市、河内長野市等との協議を行っている。	危機管理室等と協議を行い、災害廃棄物の一次保管場所の選定等と合わせ、災害廃棄物処理計画の一部見直しを行っていく。 広域処理施設なので、構成自治体を含めた協議が必要。
⑩廃棄物処理事業概要の作成	(未実施)	本市の規模では、廃棄物処理実施計画で対応可能である。

## 2 課題の抽出

### 1) 事業系ごみの増加

本市のごみ排出量は全体では年間約 20,000 t で、近年は概ね横ばいとなっています。

生活系ごみの 1 人 1 日平均排出量は、概ね横ばいまたはやや減少傾向で推移していますが、事業系ごみは増加傾向にある上、プラ容器などの産業廃棄物の混入も見られることから事業系ごみの減量やリサイクルを促す啓発に力を入れる必要があります。

### 2) 大阪湾圏広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）処理枠の不足

大阪湾圏広域処理場とは、近畿の地方自治体が共同で運営している大阪湾の中に造られた埋立処分場で、ごみ焼却により発生する灰などを埋立処分しています。

大阪湾圏広域処理場に持ち込むことができる灰の処理計画量は、人口や全体のごみ量などによって自治体ごとに定められており、その処理計画量を超える灰は持ち込むことができません。

平成 27 年度、本市から発生したごみのうち、約 16,000 トンを焼却処分していますが、燃えかすなどの約 1,900 トン（約 11%）が灰として残り、その処理にも多くの費用がかかっています。本市の枠は、残りわずかとなっており、平成 32 年度以降の埋立てできる枠を確保できていません。枠がなくなると、大阪湾圏広域処理場には持ち込めなくなり、より処理費用が高額な民間施設で処理しなければならなくなります。

従って、埋立てしなければならない焼却灰を削減するため、今後より一層、ごみの分別とごみの減量に取り組んでいく必要があります。

### 3) 一般廃棄物処分場の状況

本市の埋立ごみは、彦谷地区にある、処分場で最終処分を行っています。広域処理による分別見直しにより、処理量が減っていますが、現在も年間約 400 t（覆土を含め体積は約 1,000 m<sup>3</sup>）の最終処分を行っています。

残余量が少なくなっているため、嵩上げ工事の改修を計画していますが、それでも現在の実績量を継続して処分し続けた場合は、約 10 年で一杯になってしまいます。

その後は、民間施設に処理を委託したり、新たな最終処分場を建設したりする必要があり、新規の最終処分場の建設には、造成工事に加え防水処理や排水処理施設なども必要で、周辺の環境影響評価も行うため、多額の費用と期間が必要となります。

市と衛生自治会では、現在埋立て処分している、陶磁器やガラス製品は不要品交換会の開催などでリユースに取り組んでいます。

今後、埋立ごみとしているものの収集方法や、処分方法を検討し、最終処分量の削減に取り組むことが必須となっています。

#### 4) ごみ収集及び処理方法の見直し

ごみ処理経費は、ごみ全体の費用では増加傾向がみられます。また、ごみの処理コストを種類別にみると、その他プラ製容器包装やペットボトルなどの当初計画より排出量が少ないものや、スチール缶などのコンテナ収集を行っている品目を中心に処理単価が高くなっているものも見受けられます。したがって、ごみ収集の合理化や費用削減につながる取組や施策を新たに検討するとともに、ごみの種類ごとの収集方法や処理方法を見直す必要があります。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 1 基本方針

本市においては、循環型社会を構築するために、市民一人ひとりが、ごみを減らし（発生抑制：リデュース）、使えるものは繰り返し使い（再使用：リユース）、そして、ごみとして出すものについても、焼却処理や埋立て処理をするのではなく資源として利用する（再生利用：リサイクル）という「3R」の取組みを推進しており、一定の効果が出てきています。

本計画では、今後とも引き続き「資源を分別して、燃やすごみ、埋め立てるごみを減らそう。」をテーマに、できる限り再使用や再資源化を進めるとともに、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境に配慮した循環型のまちづくりを目指します。

**資源循環型の社会実現に向けてごみの減量、  
資源化及び適正処理を推進する。**

～テーマ～ **資源を分別して、燃やすごみ、埋め立てるごみを減らそう。**



## 2 処理体制

計画期間におけるごみ分類別の処理主体を表 2.3.1 に示します。

今後、本市のごみ処理を取り巻く状況の変化に応じて、関係機関と協議した上で見直しを行うこととします。

表 2.3.1 ごみ分類別の処理主体

分類	排出抑制	分別	収集・運搬	中間処理 ・資源化	最終処分
可燃ごみ	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、 直接搬入	広域組合	—
その他プラ製容器包装	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、 直接搬入	広域組合	—
ペットボトル	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、 直接搬入	広域組合	—
埋立ごみ	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集	—	市
※粗大ごみ (可燃)	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、 直接搬入	広域組合	—
※粗大ごみ (破碎選別)	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、 直接搬入	広域組合	—
食品用ビン類	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、 直接搬入	広域組合	—
スチール缶 (食品用)	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、 直接搬入	広域組合	—
破碎選別ごみ	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、 直接搬入	広域組合	—
有害危険ごみ	排出者	排出者	直営収集、直接搬入	広域組合	—
アルミ缶 (食品用)	排出者	排出者	集団回収、直接搬入	資源化業者	—
古紙・古布類	排出者	排出者	集団回収、直接搬入	資源化業者	—
事業系 一般廃棄物	排出者	排出者	許可業者収集、直接搬入	広域組合	—

(注) 「広域組合」とは、橋本周辺広域市町村圏組合を示す。

※粗大ごみは、分別区分では同じだが、処理については、粗大可燃と粗大破碎選別に分けて行っている。

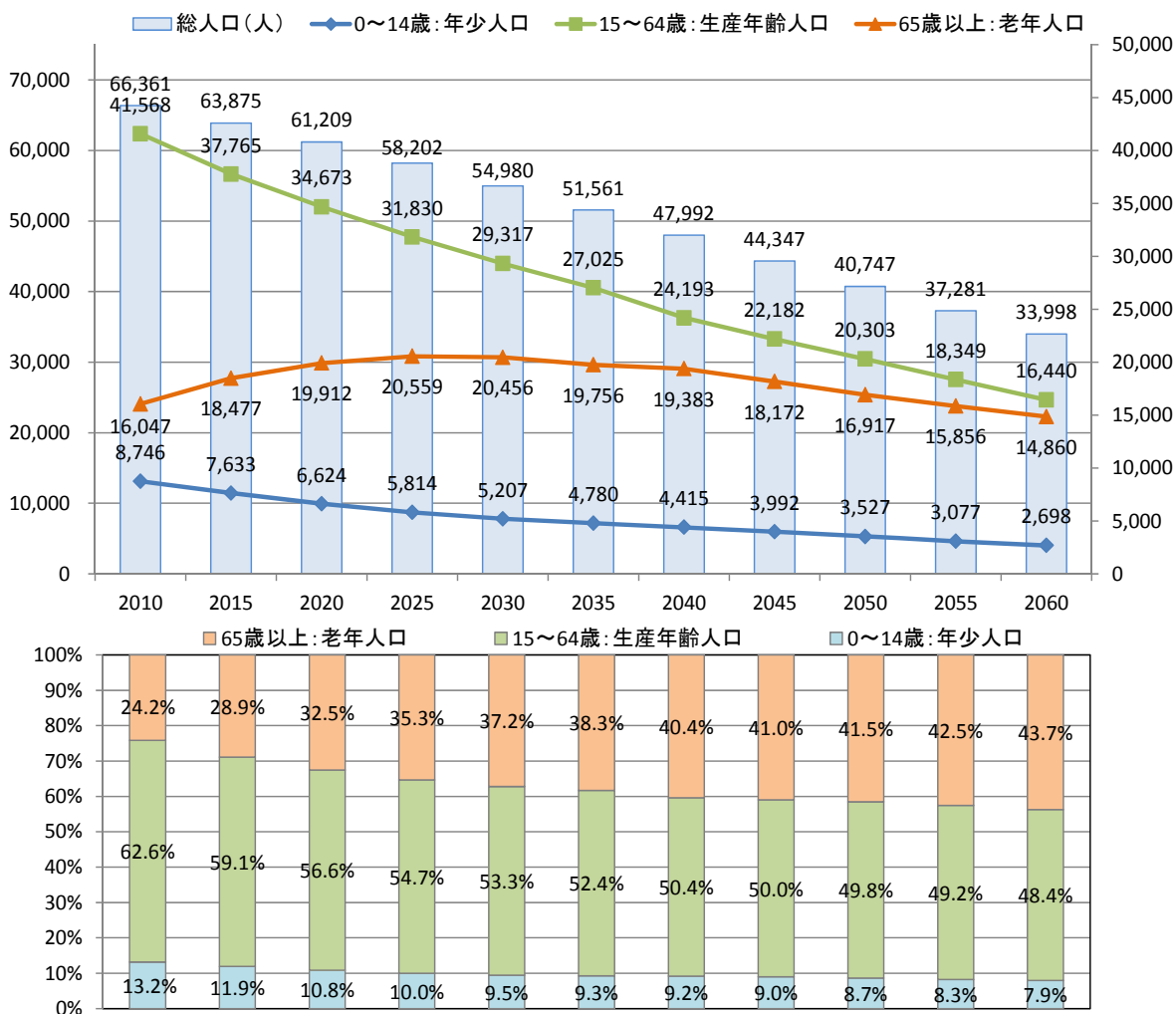
### 3 人口の見通し

#### 1) 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計を準拠し将来人口を推計した場合、平成 62 年（2060 年）における橋本市の総人口は 34,000 人程度まで減少し、その内 43.7%が高齢者となるとされています。

これは平成 22 年（2010 年）と比べ半分程度の人口規模となります（図 2.3.1）。

図 2.3.1 将来人口の推計



[出典] 国立社会保障・人口問題研究所

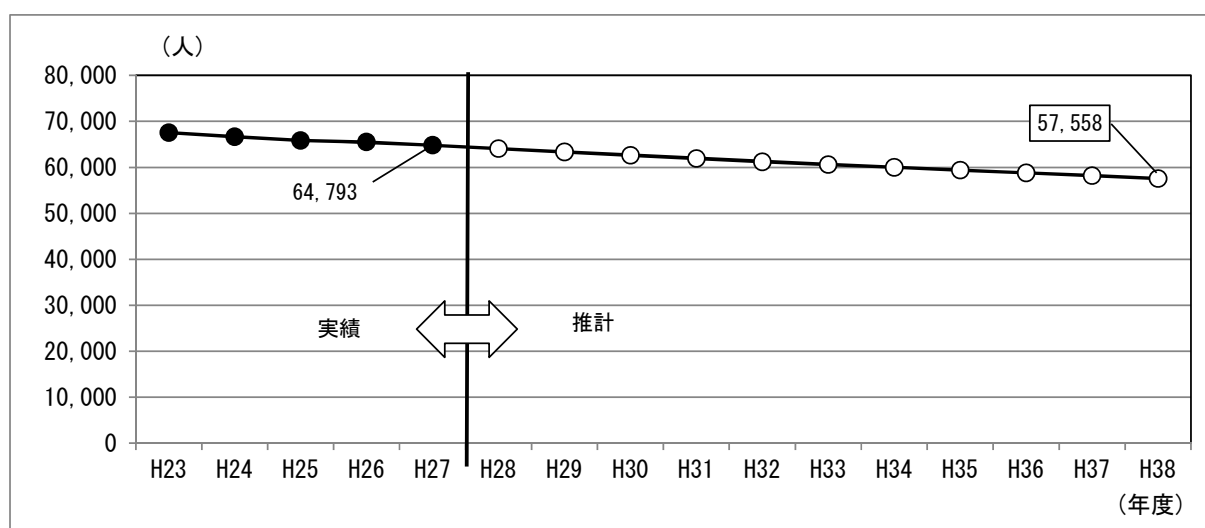
## 2) 本計画で採用する将来人口

本計画で採用する将来人口は、1)の「現推計(社人研)」の推計値を基に算出するものとします。その結果は、表 2.3.2 及び図 2.3.2 に示すとおりです。

表 2.3.2 本計画で採用する将来人口の推計

		人口	備考
実績	H27	64,793	H28.3.31現在
推計	H28	64,076	(直線補間)
	H29	63,359	(直線補間)
	H30	62,642	(直線補間)
	H31	61,925	(直線補間)
	H32(2020)	61,209	現推計(社人研)より
	H33	60,608	(直線補間)
	H34	60,007	(直線補間)
	H35	59,406	(直線補間)
	H36	58,805	(直線補間)
	H37(2025)	58,202	現推計(社人研)より
	H38	57,558	(直線補間)

図 2.3.2 本計画における実績と将来人口の推移



## 4 ごみの種類別の排出量予測

### 1) ごみの排出量と処理の流れ

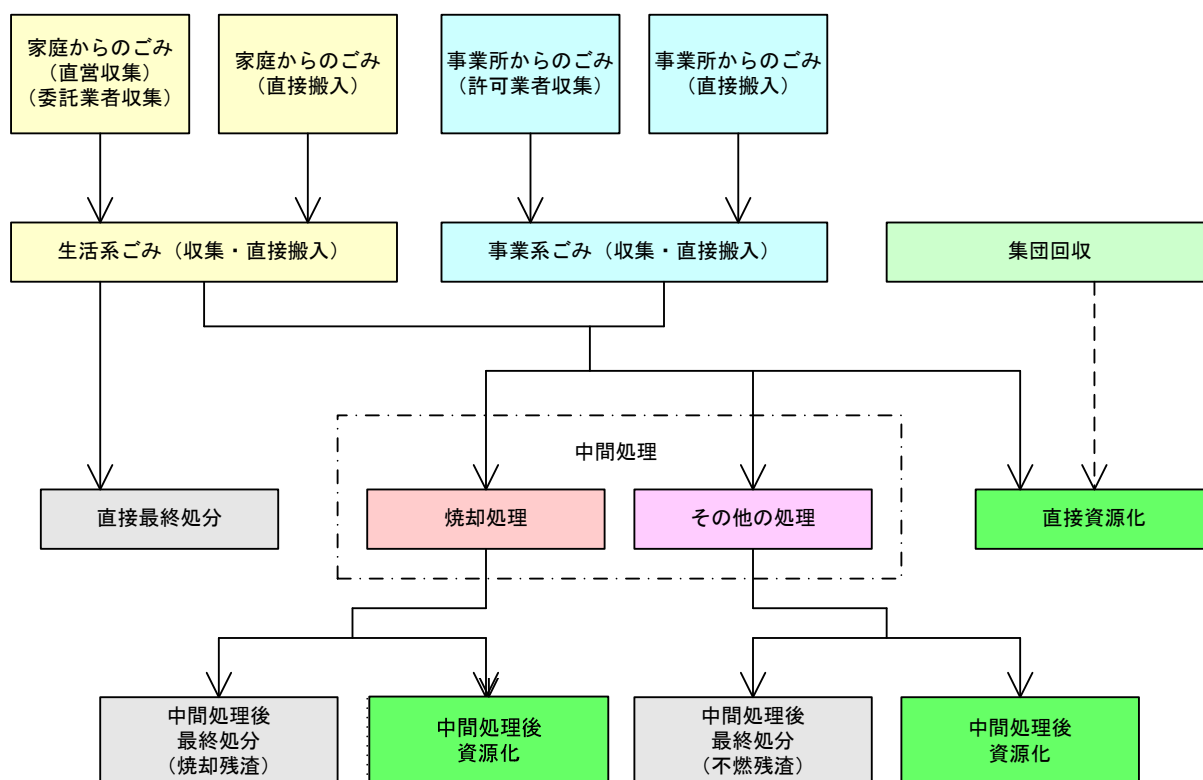
産業廃棄物を除く一般廃棄物の排出と処理の流れを図 2.3.3 に示します。

本市から排出されるごみは、市民が排出する「生活系ごみ」「集団回収の資源物」と、事業者が排出する「事業系ごみ」に分類されます。これらのごみの収集運搬の方法としては、「生活系ごみ」には、市または市の委託業者による収集と市民が処理施設に直接搬入する方法があります。「事業系ごみ」には、事業者が委託した業者による収集と、事業者が処理施設に直接搬入する方法があります。

また、「集団回収の資源物」の収集運搬は、市民が資源化業者に直接引き渡す方法となります。

排出されたごみの大部分は、焼却処理によって減量化されますが、残りは資源化、または最終処分されることとなります。また、集団回収などにより直接資源化されるものもあります。

図 2.3.3 ごみの排出と処理の流れ

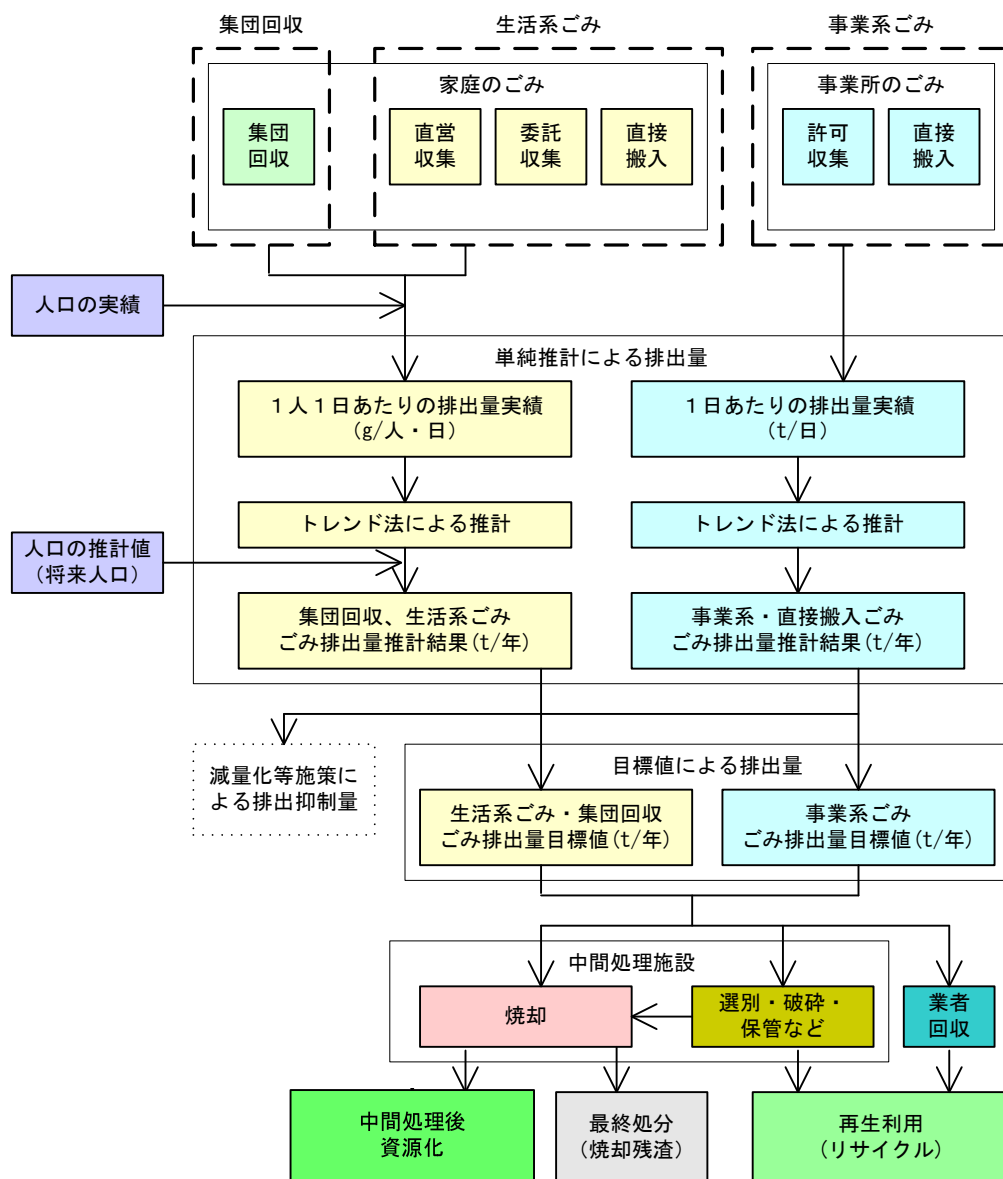


## 2) ごみの排出量と処理量の予測方法

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月、環境省）では、ごみ処理基本計画において、計画目標年次におけるごみの種類別発生量及び処理量の見込みを示すこととなっています。また、見込み量の推計方法については、「単純推計」と「目標値」の 2 段階で予測を行うことが示されています。したがって、本計画では、その予測を行います。

ごみの処理量は、ごみ排出量の予測値に現在の処理状況（資源化割合など）を踏まえて予測します。（図 2.3.4 参照）

図 2.3.4 ごみ排出量及びごみ処理の予測フロー



### 3) ごみの排出量及び処理量の見込み

ごみ排出量及び処理量の見込みを表 2.3.3 及び図 2.3.5 に示します。

平成 38 年度におけるごみ排出量は 18,935 t と予測され、過去の排出量実績が減少しているため、見込み値も年々減少しています。

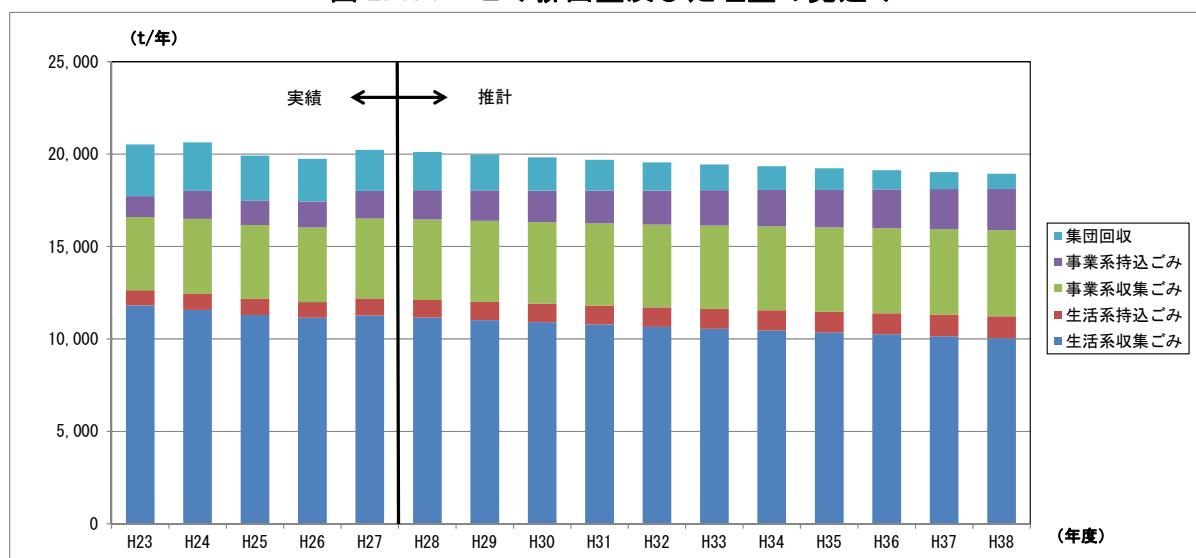
ごみ排出量に対する焼却処理の割合は 86%、焼却処理による減量化率は 75%と見込まれます。また、資源化率が 11%、最終処分率は 13%と見込まれます。

表 2.3.3 ごみ排出量及び処理量の見込み

	単位	予測 (単純推計)											
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
行政区域内人口	(人)	64,076	63,359	62,642	61,925	61,209	60,608	60,007	59,406	58,805	58,202	57,558	
排出量	生活系ごみ量	(t/年)	12,103	12,004	11,906	11,804	11,709	11,630	11,555	11,466	11,392	11,306	11,224
		(g/人・日)	517	519	521	522	524	526	528	529	531	532	534
	事業系ごみ量	(t/年)	5,940	6,031	6,125	6,225	6,319	6,413	6,509	6,607	6,701	6,801	6,900
		(t/日)	16	17	17	17	17	18	18	18	18	19	19
	集団回収量	(t/年)	2,072	1,934	1,798	1,664	1,533	1,407	1,284	1,162	1,043	926	811
		(g/人・日)	89	84	79	74	69	64	59	54	49	44	39
合計	(t/年)	20,115	19,969	19,829	19,693	19,561	19,450	19,348	19,235	19,136	19,033	18,935	
	(g/人・日)	860	863	867	871	876	879	883	887	892	896	901	
焼却量	(t/年)	16,153	16,150	16,150	16,154	16,157	16,172	16,193	16,208	16,229	16,248	16,265	
焼却量割合	(%)	80%	81%	81%	82%	83%	83%	84%	84%	85%	85%	86%	
(減量化量)	(t/年)	(14,182)	(14,180)	(14,180)	(14,183)	(14,186)	(14,199)	(14,217)	(14,231)	(14,249)	(14,266)	(14,281)	
(減量化率)	(%)	(71%)	(71%)	(72%)	(72%)	(73%)	(73%)	(73%)	(74%)	(74%)	(75%)	(75%)	
リサイクル量	(t/年)	3,384	3,243	3,106	2,968	2,835	2,709	2,588	2,462	2,344	2,223	2,110	
リサイクル率	(%)	17%	16%	16%	15%	15%	14%	13%	13%	12%	12%	11%	
最終処分量	(t/年)	2,549	2,546	2,543	2,542	2,540	2,542	2,543	2,542	2,543	2,544	2,544	
最終処分率	(%)	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	

※焼却量割合、減量化率、リサイクル率および最終処分率は、排出量合計に対する割合である。

図 2.3.5 ごみ排出量及び処理量の見込み



## 5 計画の目標

### 1) 目標値の設定

本市の総ごみ排出量の1人1日平均排出量は、約850g/人・日程度でここ近年推移しており、これから大きな減少はみられないものと考えられます。また、本市は、全国平均(947g/人・日)及び和歌山県平均(992g/人・日)より低く、また県内の自治体の中でも低い水準にあります。しかしながら、今回実施した調査結果などを踏まえると、生活系ごみ、事業系ごみともに資源化・減量化の余地が残っています。

したがって、ごみ減量目標を設定するには、以下のとおりに設定します。

#### ①生活系ごみ(集団回収は除く)

平成38年度の家庭系ごみ1人1日平均排出量は、平成27年度(515.7g/人・日)から約34g/人・日減量(約6%削減)することを目標に、480g/人・日とします。

表 2.3.4 生活系ごみの計画目標

項目	平成27年度 実績値	平成38年度 目標値	平成27年度比
1人1日平均排出量 (g/人・日)	515.7	480.0	-33.7

※具体的には、生ごみの水切りや堆肥化で、ごみ分類調査で約34g/日程度削減が可能である。  
 ※さらに、可燃ごみに含まれている資源化可能なものは可能な限り資源化していくものとする。  
 (集団回収量への増加:約55g/人・日)

#### ②事業系ごみ

平成38年度の事業系ごみ1日平均排出量は、平成27年度(15.95t/日)から約1t/日減量(約6%削減)することを目標に、15t/日とします。

表 2.3.5 事業系ごみの計画目標

項目	平成27年度 実績値	平成34年度 目標値	平成27年度比
事業所1日平均排出量 (t/日)	15.95	15.00	-0.95

※事業系ごみの減量も推進する必要があるが、適正排出及び事業誘致により事業系ごみの増加が予想されるため、目標は現状の約1t/日減量と設定した。

## 2) 目標達成時のごみの排出量及び処理量の見込み

目標達成時のごみ排出量及び処理量の見込みを表 2.3.6 及び図 2.3.6 に示します。

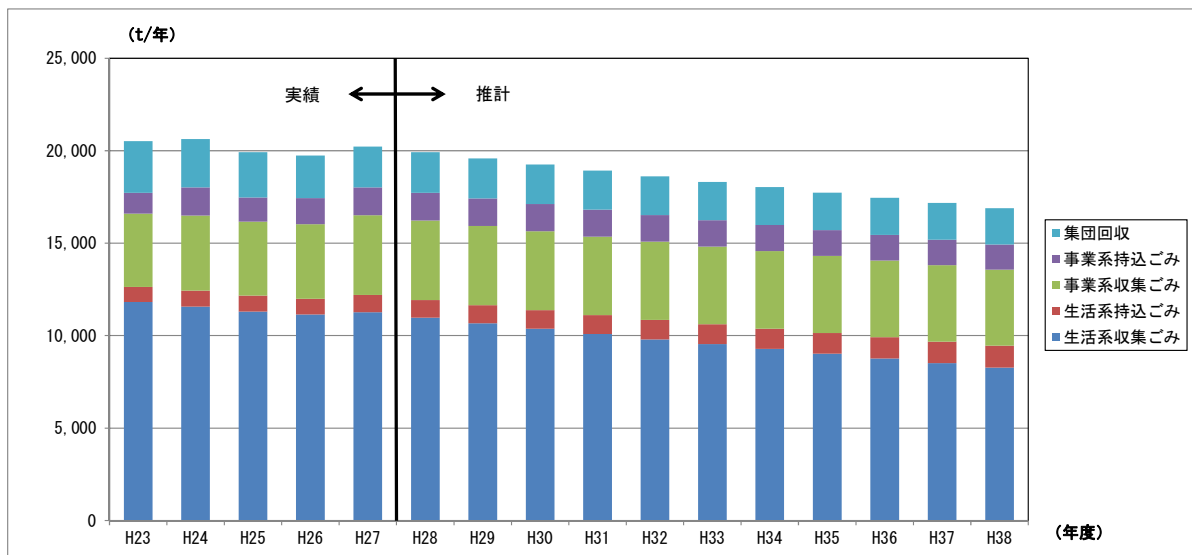
平成 38 年度におけるごみ排出量目標は 16,896 t であり、ごみ排出量目標に対する焼却処理の割合は 77%、焼却処理による減量化率は 68%と見込まれます。また、資源化率が 19%、最終処分率が 13%と見込まれます。

表 2.3.6 目標達成時におけるごみ排出量及び処理量の見込み

	単位	予測 (目標推計)											
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
行政区域内人口	(人)	64,076	63,359	62,642	61,925	61,209	60,608	60,007	59,406	58,805	58,202	57,558	
排出量	生活系ごみ量	(t/年)	11,923	11,651	11,380	11,110	10,853	10,612	10,381	10,137	9,911	9,678	9,453
		(g/人・日)	510	504	498	492	486	480	474	468	462	456	450
	事業系ごみ量	(t/年)	5,807	5,771	5,738	5,706	5,673	5,636	5,604	5,570	5,538	5,508	5,476
		(t/日)	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15	15
	集団回収量	(t/年)	2,189	2,164	2,140	2,116	2,091	2,071	2,050	2,029	2,009	1,988	1,967
		(g/人・日)	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
合計	(t/年)	19,919	19,586	19,258	18,932	18,617	18,319	18,035	17,736	17,458	17,174	16,896	
	(g/人・日)	852	847	842	838	833	828	823	818	813	808	804	
焼却量	(t/年)	15,840	15,537	15,237	14,941	14,655	14,377	14,114	13,842	13,585	13,327	13,070	
焼却量割合	(%)	80%	79%	79%	79%	79%	78%	78%	78%	78%	78%	77%	
(減量化量)	(t/年)	(13,908)	(13,641)	(13,378)	(13,118)	(12,867)	(12,623)	(12,392)	(12,153)	(11,928)	(11,701)	(11,475)	
(減量化率)	(%)	(70%)	(70%)	(69%)	(69%)	(69%)	(69%)	(69%)	(69%)	(68%)	(68%)	(68%)	
リサイクル量	(t/年)	3,501	3,473	3,448	3,420	3,393	3,373	3,354	3,329	3,310	3,285	3,266	
リサイクル率	(%)	18%	18%	18%	18%	18%	18%	19%	19%	19%	19%	19%	
最終処分量	(t/年)	2,510	2,472	2,432	2,394	2,357	2,323	2,289	2,254	2,220	2,188	2,155	
最終処分率	(%)	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	

※焼却量割合、減量化率、リサイクル率および最終処分率は、排出量合計に対する割合である。

図 2.3.6 目標達成時におけるごみ排出量及び処理量の見込み

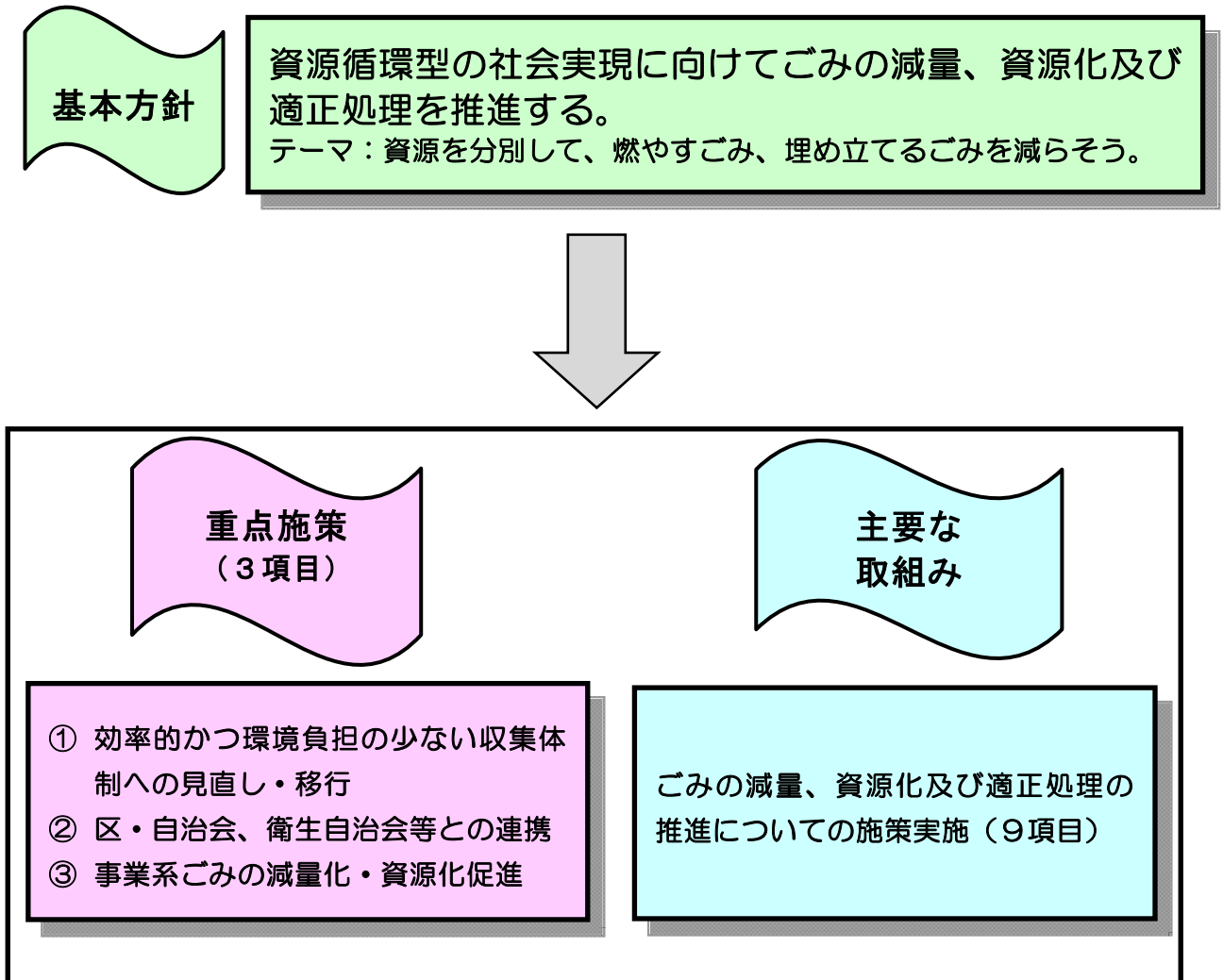




## 6 施策と市民・事業者の取り組み

### 1) 取組の体系

本計画の計画期間である平成 29 年度～平成 38 年度において、基本方針を達成するための取組体系を下記のとおり示します。



## 2) 主な施策（重点施策）

### ①効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行【行政】

収集車両の台数や走行距離が多い割にごみ量が少ないなど、環境的、経済的に高負担となっている品目の収集方法を見直し、効率的な収集・運搬体制の確立や市民が自由に排出できる場所の設置を検討します。

また、アンケート調査や可燃ごみの分類調査の結果より、ごみの減量（手付かず食品や生ごみの水切り徹底）やリサイクル（紙類やその他プラスチック製容器包装）が可能な部分が明確となりました。したがって、可燃ごみ、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルは、経済的にかつ効率よく収集するためには、分別頻度を見直します。

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・収集方式や収集頻度の見直し	検討・準備			実施						
具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・拠点回収場所の設置	検討・準備			実施						

### ②区・自治会、衛生自治会等との連携【市民・自治体】

現在、市では区長会を母体とした衛生自治会組織が充実しており、他市における廃棄物減量等推進員の役割を担っています。

また、廃棄物減量等推進員、衛生自治会、区・自治会など及び行政のそれぞれの立場で、個々に連携は取れているものの、全体的な連携までに至っていません。全体的に連携が図れる制度や連絡会などを開催する必要があります。その会議等が出された要望や意見を集約しながら、ごみ処理や生活排水処理に関する取組みを実施します。その他、ごみ出し困難者の支援体制作りやごみ収集の効率化に向けた体制の見直しなどを検討していきます。

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・廃棄物減量等推進制度など見直し、全体会議の開催	検討・準備			実施						
具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・排出困難者等の支援体制、ごみ収集体制の見直し	検討・協議・準備			実施						

### ③事業系ごみの減量化・資源化促進【事業者】

事業系ごみの量が継続して増加傾向にあります。事業系ごみの可燃ごみには、まだリサイクルできる紙ごみなどが含まれているものと考えられます。したがって、平成 27 年度に作成した「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を用いた周知徹底や、事業者から排出するごみの分類調査などを実施するなど、事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ促進し、事業者への排出指導や意識啓発を行います。また、多量排出事業者に対しては、廃棄物減量計画書の提出を要請します。

さらに、事業系ごみの排出抑制及び資源化の意識づけを目的として、事業系ごみ指定袋導入を検討します。また、事業系資源ごみのうち、ペットボトル、ビン、缶、古紙類は、広域ごみ処理場に搬入できますが、プラ製容器包装など組合受け入れ品目を増やすことについても協議検討を行います。

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・事業系ごみの減量化・資源化に向けての指導・啓発	 継続・強化・推進									
具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・事業系ごみ指定袋導入の検討	 検討・協議			 実施						
具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・事業系資源ごみの受入品目の検討	 検討・協議			 実施						

### 3) 主な施策（主要な施策）

#### ① 3R推進活動の促進・強化

3Rを推進するため、広報やホームページなどで、ごみや環境に対する意識啓発を行います。また、リユース及びリサイクルを推進するため、陶磁器リサイクル市の開催や粗大ごみなどの不用品交換会の実施を検討するとともに、可燃ごみに相当程度含まれる古紙や雑紙の分別の啓発を行います。

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・ごみや環境に対する意識啓発										
・陶磁器リサイクルの推進										
・不用品交換会実施の検討										
・古紙や雑紙の分別啓発										

#### ② ステーション収集体制の維持

生活系ごみ収集のうち、可燃ごみなど指定袋の回収方法では、個別収集とステーション収集が混在していましたが、平成28年9月末で個別収集を無くし、ステーション化を完了しました。今後は、ステーション収集体制の維持のため、各ステーションの管理運営状況などについて市と区・自治会で情報を共有できる仕組みを構築します。

ステーションの状況確認を定期的の実施するとともに、収集場所での分別指導なども実施し、ごみの分別度、管理状況向上のための啓発を行います。

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・ステーション収集の継続										
・ステーション情報の共有										
・ステーションでの啓発指導										

### ③可燃ごみ収集週1回化

ごみ収集の効率化による経費削減のため、可燃ごみ収集の全市週1回化を目指します。なお、実施にあたっては、今後ともごみ減量に対する支援策を実施するとともに、マンション世帯への配慮、子育て世帯や夏季の衛生上の対策をとるとともに、ごみ減量に取り組める体制づくりを行いつつ、ごみ減量に取り組みにくい夏期に限り最長3年間は、週2回収の経過措置をとりながら、全市での可燃ごみ収集の週1回化について進めていきます。

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・週1回収地区	→ 継続									

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・週2回収地区の週1回収化	●●●●●●●●		→ 実施							
	啓発・試行									

### ④生ごみ堆肥化・減量化の推進

これまでの方法を踏襲しながら、水切りなどで生ごみの減量化を推進します。庭や耕作地を持たない世帯からの堆肥の有効利用を進めるため、堆肥、腐葉土活用のネットワークづくりを構築します。また、生ごみ排出時のにおい対策や衛生対策の検証を続け、効果のあるものを市民に啓発していきます。あわせて、可燃ごみに含まれる食品ロスの削減啓発を実施します。

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・生ごみの減量化・堆肥化の推進	→ 啓発・継続									

### ⑤ごみ処理関連補助金の見直し

現行の補助金制度の見直しを行い、ごみ収集業務の合理化や費用削減につながる取組みや、ごみ出し困難者に対する支援など、ごみに関する課題を解消するため新たな補助金を新設します。効率的な収集体制の維持に必要なごみステーションの整備や、ごみの減量に効果がある生ごみ処理機購入についての補助金は継続していきますが、生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金については、可燃ごみ収集の週1回化完了に合せて役割が完了するので、段階的に減額し廃止します。

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・橋本市ごみ対策補助金の創設	→ 啓発・実施									

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・生ごみ堆肥化、減量化集団実施奨励金	●●●●●●●●									
	減額									

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・ごみステーション整備補助金 生ごみ処理機購入補助金	→ 継続									

## 『橋本市ごみ対策補助金』の概要

### 1. 趣旨

区・自治会との協働により、市のごみ収集やごみ処理の課題の解消や経費削減に結びつく取組みを対象とする。

### 2. 対象

区、自治会

### 3. 内容

下記の取組みについて、複合的に補助金を交付する。

#### ① 拠点収集・集団回収などへの移行

- ・ 1品あたり年額 100 円／世帯  
(対象品目：スチール缶、ペットボトル、埋立ごみ、廃食用油)

#### ② 陶磁器リサイクル交換会の実施

- ・ 1回あたり 100 円／世帯（2回まで）

#### ③ ごみ出し困難者支援

- ・ 対象世帯支援 年額 10,000 円／世帯  
※年度途中は期別精算（3か月分 2,500 円）

## ⑥ 小売店等における減量・資源物の回収の推進

トレイなどの資源ごみは店頭回収などの回収拠点を利用している市民が多いため、資源ごみ回収拠点と回収品目を拡充します。また、店頭回収協力店と協議し、資源ごみの回収・引取りなどを検討します。

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・ 資源ごみ回収拠点及び品目の拡充	.....			—————▶						
	検討・協議・準備			実施						

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・ 店頭回収協力店での資源物の回収・引取り	.....			—————▶						
	検討・協議・要請			実施						

## ⑦ ごみ処理実態の整理・公表

ごみ処理経費を毎年算出します。その算出したごみ処理経費を比較し、今後のごみ処理経費のあり方を3年に1回程度検証します。

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・ ごみ処理経費の算出及び比較検討	—————▶									
	実施									

### ⑧災害時の廃棄物処理

急な災害発生に備えて、大規模災害発生時の処理体制を充実するとともに、災害廃棄物の1次、2次保管場所の確保を進めていきます。

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・災害時の廃棄物処理	.....									
	検討・協議									

### ⑨最終処分場の確保

早期に現在の最終処分場の改修工事を行い、埋立てごみの処分方法を確保します。  
 現在、最終処分を行っている品目のリサイクル方法の可能性について検証し、次期最終処分場設置の必要性等について検討を行います。

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・最終処分場の延命化	→		→							
	改修		維持							

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・埋立てごみの資源化	.....			→						
	検討・試行			実施						

具体的な施策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
・次期最終処分場の検討	.....									
	検討									